

令和5年8月7日

目黒区教育委員会教育長
関根 義孝 様

第八中学校・第十一中学校
統合新校推進協議会
会長 辰巳 ヒロミ

統合新校の基本的事項に関する協議結果報告書（令和5年度）

第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会では、目黒区教育委員会教育長からの委嘱を受け、令和4年4月25日から令和5年7月31日までの間に9回の協議会を開催し、統合によって新設する中学校（以下、「新校」という。）の位置など、統合に関する基本的事項について順次議論を重ねてまいりました。

令和4年度は、新校の位置、通学区域、目指す学校像などの基本的事項について協議を行い、「統合新校の基本的事項に関する協議結果報告書」を令和4年11月30日に教育長に報告しました。その際、残された協議事項である新校の校名の選定については、令和5年度に協議し、結果については別途報告することとしていました。

この度、残された協議事項である新校の校名について、下記のとおり協議を取りまとめましたので、第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会設置要綱第9条に基づき、報告いたします。

引き続き、保護者、地域の方々、学校及び教育委員会が相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことで、円滑な統合に向けての取り組みを進めていくことができますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 新校の校名について

新校の校名については、以下の校名案が望ましいと考えます。

・ 碑衾・ひぶすま	(ひぶすま)
・ 緑が丘・緑ヶ丘	(みどりがおか)
・ 白鷺・しらさぎ	(しらさぎ)
・ 目黒西	(めぐろにし)
・ 目黒南・目黒みなみ	(めぐろみなみ)

2. 協議会で出された各委員からの意見・要望

本協議会において各委員からこれまでに寄せられた意見・要望は別紙のとおりです。

教育委員会においては、今後の検討にあたって、これらの意見・要望を参考にさせていただきますようお願いいたします。



3 新校の校名の一次選定結果における付帯意見

第八中学校・第十一中学校の統合新校の校名の一次選定結果について、本協議会の多くの委員から、以下のような趣旨の意見がありました。

教育委員会においては、校名の選定にあたって、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

○一次選定において、応募数が少ないという判断基準により、多くの「応募が1票の良い案」が落とされてしまっている。

○応募が1票のものについて、但し書きにより、「校名案の理由により、教育委員会が二次選定の対象とすることが適当であるとしたものは除外しない」という規定があるにもかかわらず、提案理由の良さによる選定は一件もなく、十分な検討、議論がされたのか疑問に感じざるを得ない。

○応募が1票のものについて、提案理由の良さにより、二次選定に残すべき校名案があったと考えられる。

○一方で、提案理由が意味不明なものの、複数の応募があったという判断基準のみで一次選定を通ったと思われる案もあり、教育委員会が形式的なチェックのみで選定を行った感が否めない。

○教育委員会が行った一次選定については、校名案にかかる応募者の真剣な想いに十分応えているとは言い難く、このような対応となったことは残念と言わざるを得ない。

○「応募で1票だった校名案の中で、委員が良いと思う校名案」について、委員からの投票を受け付けたところ、10名からの投票があり、次のとおり、協議会で確認した。

- ・目黒朝日(めぐろあさひ) 4票
- ・白陽(はくよう) 2票
- ・清軟(せいなん) 1票
- ・西灘(せいなん) 1票
- ・緑桜(みお) 1票
- ・緑志(りよくし) 1票

(参考)一次選定基準

- ・特定の個人、団体、宗教を直接示すもの
- ・応募件数が極めて少数なもの(ただし、校名案の理由により、教育委員会が二次選定の対象とすることが適当であるとしたものは除外しない。)
- ・応募理由に記載のないもの、意味が不明なもの
- ・その他、二次選定に進めることが適当でないと教育委員会が判断したもの

以 上

会 議 録

名 称	第8回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会
日 時	令和5年5月11日（木）午後7時から午後8時20分まで
会 場	第十一中学校体育館
出席者	35名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	<p>1 開会</p> <p>(会長) 本日は「新校の校名選定」について協議を行う。</p> <p>2 協議会委員・幹事の交代について</p> <p>【説明概要】 (学校統合推進課長) 資料1により協議会委員・幹事の交代について説明する。保護者と教育委員会事務局の委員の交代があり、保護者はPTA選出委員の交代によるもの、教育委員会事務局は令和5年4月1日付けの異動によるものとなっている。 また、協議会委員の交代に伴い、1名の幹事について交代があった。</p> <p>(会長) 幹事の緑ヶ丘小学校PTAから選出された委員の交代届の提出を受けて、後任の委員に幹事をお引き受けいただくことで良いか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>(会長) それでは、緑ヶ丘小学校PTAから選出された 原田 恒 委員に幹事をお願いする。</p> <p>3 新校の校名選定について</p> <p>【説明概要】 (学校統合推進課長) 資料2により新校の校名選定について説明する。 まず、選定方法の概要は統合新校整備方針に記載しており、「多くの方に親しまれ、愛される校名となるよう公募を行い、選定していくこと」、「選定に当たっては、保護者や地域の意見を十分に踏まえる必</p>

要があることから、公募の方法、対象者の範囲及び選定基準などについて、本協議会で協議していくこと」、「校名選定の時期については、令和5年度の早い時期に選定を行い、令和5年12月頃までに、目黒区立学校設置条例を改正する方向で進めていくこと」を定めている。

公募の概要について、対象者は、目黒区民、区外在住の統合対象校の卒業生と、教職員や元教職員、区外在住の目黒区在勤・在学者とし、周知に当たっては、めぐろ区報、目黒区ホームページ、保護者連絡システム、町会・自治会の回覧板・掲示板、住区の公営掲示板、地区サービス事務所や住区センターでのチラシ設置を予定している。応募方法は、オンラインフォームからの応募のほか、郵送・持参・FAXによる応募とし、応募に当たっては、校名の案とその理由について記載を求める。応募期間は、6月1日（木）から6月30日（金）までとする。

校名の選定基準について、まず、公募の結果を踏まえ、一次選定は教育委員会で行う。公募の状況により、30程度の候補に絞る想定としている。一次選定は、客観的な判断基準に基づき選定するものであり、例えば、一次選定で除外するものとして、①単純な数字表記のもの、②現在の校名と同じものなどの基準を掲げている。

次に、一次選定の結果を受けて協議会で二次選定を行うこととし、30程度の候補から3から5程度に絞り込むための協議をしていたいただき、最終的に、投票により選定していただきたいと考えている。協議会での協議結果の報告を受けて、二次選定を教育委員会で決定する。決定に当たっては、協議会の協議結果を尊重する。二次選定では、①新校としてふさわしいものか、②校区の児童・生徒、保護者、地域の方が将来にわたって親しみや愛着を持てるか、③第八中学校と第十一中学校の両方の地域に一定の理解が得られるか、を判断基準とする。

最後に、二次選定の結果を踏まえて、三次選定を教育委員会で行い、最終的には教育委員会の責任において、理由をお示しした上で校名を決定していく。

選定の流れについて、まず、教育委員会で6月に公募を行い、公募結果を踏まえ、7月上旬に、教育委員会で、客観的な判断基準に基づき一次選定を行う。次に、一次選定で残った候補について、7月13日（木）から20日（木）までの間で、統合対象校の生徒と協議会委員に、どの校名が良いか投票していただく。その後、協議会までに、協議会資料を委員に送付し、その際に、生徒と委員の投票状況についてお示ししたいと考えている。次回、7月31日の協議会の中で、統合対象校の生徒と協議会委員の投票の結果をお示しし、一定の議論をいただいた上で、再度、協議会委員に2回目の投票をしていただき、2回目の投票結果に基づき、3から5程度の校名候補を選定していただきたいと考えている。8月から9月上旬にかけては、教育委員会の協議により校名を決定し、11月から12月にかけて開催される、第4回区議会定例会において、目黒区立学校設置条例を改正する議案を提出する予定である。

【質疑・意見】

(会長) それでは内容について、ご質問・ご意見があれば伺う。

○ 資料の3(1)に記載の一次選定の基準について、「応募件数が極めて少数なもの」とあるが、括弧書きで記載の部分はどういう意味か。

⇒ (学校統合推進課長) これまでの統合の事例では、応募が1件のものは一次選定で除外してきたが、例えば、造詣の深い案で誰も思いつかない様なものと教育委員会が判断するものを、単なる票数だけで落とすことは望ましくないと考えて、こうした基準とした。

○ 括弧書きで記載の部分(「ただし、校名案等の理由等により、教育委員会が二次選定の対象とすることが適当であるとしたものは除外しない。」)のうち、「校名案等の理由等により」、の「等」は削除して良い。

⇒ (学校統合推進課長) 誤植のため修正する。

(会長) 「等」を削除することで良いか。

(異議なし)

○ 資料に記載の選定基準がチラシには記載されていないが、どういふことか。

⇒ (学校統合推進課長) チラシ(イメージ)の下から二つ目の欄に、「その他」として、「応募される校名候補は、他者の著作権等の権利を一切侵害しないものに限り、また、公序良俗に反するもの、誹謗中傷などを含むものなどは応募できません。」と記載している。そうした校名の提出があった場合には、一次選定にかけるまでもなく無効とさせていただく。あくまで、自由な発想で応募いただきたいと考えており、細かく一次選定の基準などを書き込むと、応募する方の自由な意思が大幅に制限される形になると考えて、こうした書き分けをしている。

○ 少なくとも、資料に記載する基準の一部について、記載した方が親切ではないか。「数字表記のもの」や「現在の校名の名称」などは、それをチラシに記載したからといって自由な発想を妨げると思えない。なぜチラシに記載しないのか、良く分からない。

⇒ (学校統合推進課長) ご指摘の部分は、無効票として扱うのか、有効票とした上で一次選定として除外するのか、また、チラシに加えた方が良いか、ご意見をいただきたい。

○ 卒業生からしてみれば、第八中学校にしても第十一中学校にしても思い入れがあるわけで、それを残して欲しいという気持ちが出てくる可能性はゼロではないと思う。例えば、今だと数字三つぐらい並べる名称も多く、そうした案が出てきてもおかしくない。それを元々選定の対象でなかったということを、後から応募者が知った時に良くないことになるため、新校の校名を数字表記のものにしたくないと教育委員会が考えるのであれば、チラシの中に記載した方が良い。記載しないと、地元の人たちを裏切ることになり、卒業生を裏切ることになるため、ご検討いただきたい。

○ チラシの「その他」に記載するというだけでなく、教育委員会として単純な数字表記の校名が望ましくないとするのであれば、チラシの「校名選定の観点」の中にその旨を記載して、有効とするものの、選定の観点としてはそうしたことで判断すると伝えることも一つの案である。応募した校名が弾かれるのは嫌とを感じるが、単純に足し算した様な数字表記の校名などを提出する人はいると思う。

(学校統合推進課長) 事務局としても、単純な数字表記であっても、できるだけ有効票として取り扱いたいと考えている。今ご意見いただいたとおり、チラシの「校名選定の観点」のところに、米印で付記する形で、そうした観点を加えることとしたい。チラシの「その他」の中に、「公序良俗に反するもの」などと並列で同じ様な取り扱いをするのではなく、「校名選定の観点」の中に、米印で注意書きの様な形で記載したい。

○ 数字表記の校名がいけない理由を明記していただきたいと思う。
また、両校の校名を連想させる様な数字にすれば良いのではないか。
⇒ (学校統合推進課長) 例えば、「単純な数字表記によるものとか、現在の校名の名称及びその名称を連想させるものについてはお避けください」という表記をすることでどうか。今回の統合の取組によって、新しい学校を作っていく時に、「八」や「十一」などの単純な数字表記によるもので、統合対象校を連想させる様なものは、目黒区立中学校、また新校としてふさわしいものであるか、その地域の方、保護者、児童・生徒の方が、将来にわたって親しみや愛着を持てるものか、を判断できるか疑問である。

○ 別に落とされるのは良い。それは仕方がないことであり、よりふさわしいものがあるのであればそれで良い。対象校の卒業生であれば数字表記の校名への愛着があるし、地名や、目黒区の南に位置しているから「南中」など、色々な選択肢を残しておいた方が良い。私は、一次選定の基準のうち、上から三つは要らないと思っている。皆に考えてもらって、これは問題だというものは外すとのことだが、これを謳うと、それはどうなのかという意見が出てくるのではない

か。統合対象校に関連した数字表記の名称が良いとは思わないが、そうした考え方をする方もいるため、門戸を広く開けた状態にしておき、実際は選定基準に基づいて選定するということが良い。

(学校統合推進課長) 話を整理させていただきたい。先ほど、一次選定の基準として、「単純な数字表記のもの」、「現在の校名の名称を連想させるもの」、を除外するという基準があるのであれば、チラシの中に掲載すべきとのご意見があり、ご意見に対して、「校名選定の観点」の中に米印で記載することで良いかと話をさせていただいた。今のご意見は、チラシに記載しない方が良いということか。

- チラシに記載しないということよりも、一次選定の基準のうち、上から三つは必要ない。これらの基準は、選定から外す外さないということではなく、まず記載する必要がなく、こうした基準があることを謳うことは止めた方が良い。そして、「校名選定の観点」に記載する必要もなく、皆から自由に応募してもらうことで良い。

⇒(学校統合推進課長)提出された校名を有効票として受け付けた後、教育委員会で一次選定を行い、基準に該当するものを除外することとしているが、上から三つの基準は、一次選定の基準としてふさわしくないというご意見である。

上から三つの基準を、一次選定の基準から除いた場合、今後の応募の結果にもよるが、過去の事例では約200種類の校名が寄せられる中で、単純な数字表記のものが相当数あり、仮にこれを残す場合には、二次選定で相当な数の候補が残るものと考えられる。例えば、協議会で選定する際に、150、100種類以上残った校名から二次選定で除外することは困難なため、一次選定の基準としている。

- 「応募件数が極めて少数なもの」という基準があるが、それでも同じ様な数字表記の校名が多く提出されるのか。例えば、両校の数字を足すとなれば、「十九」しかない。「十九」という校名が多ければ、一つの案として二次選定まで残した上で、新校の校名に合わないとして除外すれば良い。

⇒(学校統合推進課長)過去の事例では、この様な校名も多く寄せられた。過去の事例では、そうした校名を一次選定で除外しており、二次選定で多くの校名が残った場合、二次選定での絞り込みが困難になると考えている。

- これほど深く考える必要があるのか。提出された校名に対して、落とした理由は付ける必要がなく、提出した側も提出した校名が落選したが仕方がない、とその程度で済むのではないか。細かいことまで色々と書き始めたら切が無い。

⇒(学校統合推進課長)資料2の「選定方法の概要」に記載のとおり、選定に当たって協議会で協議していく旨を記載している。今後、一次選定は教育委員会で行うが、基準を設けない場合には、「その他教

育委員会が一次選定で選定すべきではないと判断したもの」、という様な、すごく抽象的なものとなってしまふ。基準として記載しなくとも、教育委員会の判断で、校名を30程度に絞る様な、教育委員会の裁量により選定を行う方が良い、というご意見と解釈するが、ご意見をいただきたい。

○ 協議会委員はこの資料で選定基準を確認したため、委員の関係者が校名を応募し落選した際に、落選の理由を何故教えてくれなかったのかと言われると困る。町会などからの応募も想定されるが、委員が選定基準を知っていながら対外的に説明できないという様なことは避けてもらいたい。一次選定の基準に位置付けることなく、単純な数字表記の校名などを落選として教育委員会が判断することに文句はない。それは、あくまでも一次選定として教育委員会が選定した結果である。一次選定の基準とチラシについて、どちらにどうするかは最終的に任せるが、一次選定の基準から削除する場合には、資料を修正した形で示して欲しい。

○ 資料2は、募集する際にホームページなどで同時に公表するのか。選定方法については、一次選定、二次選定、三次選定を行うということに記載した方が良い。チラシの中に全部の情報を詰め込むのは無理であり、そんなに入れても仕様がなく、そうした時に、こうした考え方でしっかり選定を行うということを情報提供できると良い。

⇒ (学校統合推進課長) 協議会の資料として公表する予定である。校名の募集のところに敢えてこれを付けるということは今のところ考えていない。

○ 私は、校名の募集のところに敢えて付けた方が良いと思う。何かの理由で難しいのであれば、こうした考え方で選定を行うということをしかりと情報提供するべきである。

⇒ (学校統合推進課長) チラシへの書き込みは難しいかも知れないが、チラシと、ホームページなどで、どのように選定を行うのか、追加的に加えることも検討していく。

○ リンクを貼るなど対応していただきたい。また、チラシの「募集期間」について、6月30日まで必着と記載されているが、郵送での応募もあるということであり、消印有効としっかり書いた良い。それから、「その他」のところ、著作権等の権利を一切侵害しないという記載について、実際に著作権を侵害しないかをチェックする方法など何か考えているのか。それから、チラシの「募集区分」の欄が二つ設けられているが、二つ目は校名に関するもので良いか。また、募集区分の欄で、「第七中学校と第九中学校」と「第八中学校と第十一中学校」が一緒になっているが、分けた方が良くないか。

⇒ (学校統合推進課長) まず、チラシの二つ目の「募集区分」につい

て、正しくは「新校の名称」である。

「募集期間」について、一次選定は6月30日で締め切り、7月4日には一次選定の案を作成する予定だが、消印有効とした場合、到達が遅れることも想定されることから必着としている。

「その他」に記載の、「他者の著作権などの権利を一切侵害しない」ことをどの様に確認していくのかについて、一つひとつ細かく確認していくことは、なかなか困難なものと考えている。教育委員会が、明らかに他者の著作権などの権利を侵害するものと見なすものについて、この基準に抵触するものとするを考えている。

次に、「第七中学校と第九中学校」と「第八中学校と第十一中学校」が募集区分の欄で一緒に記載されているものを分けた方が良いということについて、応募方法として、オンラインフォームの使用を想定している。オンラインフォームで、「第七中学校と第九中学校の統合による新校の校名」と「第八中学校と第十一中学校の統合による新校の校名」を選択した後、次の画面に移動する時に、選択の内容が間違えてないかを確認できるよう、オンラインフォームを作成している。こうした形式で応募を行いたいと考えている。

- 単純に第八中学校や第十一中学校という校名は望ましくないと考えており、望ましくないということであれば、チラシの「校名選定の観点」の中に、「現在の第八中学校、第十一中学校、そのままの校名はお避けください」ということを記載した方が良いと考えている。足し算とか、二つの学校が合わさって、何かそこで意味を成すということであれば、そうした校名を外してしまうのは少し残念な気持ちである。

(学校統合推進課長) 資料の一次選定の基準のうち、数字表記のもの、現在の校名が入っているもの、現在の校名を連想させるものを削除し、この基準の一番下に、例えば、「その他教育委員会が二次選定に進めることが適切でない判断したもの」という様な基準に修正させていただくことideいかがか。

- これまでの事例で数字表記の応募が非常に多かったということである。そうした校名は、これまで落選しており、そうであれば、選定基準を知らせた方が良いと思う。

⇒ (学校統合推進課長) これまでに様々検討してきており、一次選定の基準の判断として、例えば特定の個人、団体、宗教を直接示すものというものも含めて、応募のチラシに単純な数字表記だけなのか、その他のものも示すべきなのかという判断がある。数字表記の校名についても、チラシに入れてしまうことで判断が変わる方もいると考えている。公募という形で行うこともあり、そこまで明確に記載すべきでない判断して、この様な形にしている。数字表記が悪いということではなく、応募する方個人の自由な発想であり、その応募の段階で、こちらで制限をかけるのはいかがかと判断をして今の

形にしている。協議会委員におかれては、各々の立場もあるが、委員として選定基準をお考えいただく立場である。先ほど、単純な数字表記のものを教育委員会で判断して欲しいという意見があったが、協議会に選定基準をお示しせずに、この議論を進めることはフェアでないという判断で、一次選定の基準の中に加えている。そこをご理解いただきたい。

- 校名だけで判断するわけではないと思う。大事なのは校名の理由ではないのか。単純な数字表記の校名の場合に、校名の理由にどう記載されるのかと思う。先の委員の意見のように、それほど細かく言うことでは無い。教育委員会が何によって選定するかであって、校名の理由で決めるべきでないか。

(会長) 教育委員会では、単純な数字表記のものは、避けていただきたいということであるが、校名応募の中には意味のある数字表記の校名も提出されるものと思われる。先ほど、第八中学校、第十一中学校の校名でない数字表記の校名であれば、除外しなくても良いのではないかという意見もあった。その辺りについて、協議会委員に対して、選定の中で除外する基準をどの様に理解していただくのが良いかを考えたい。

- 一次選定を行った後に第9回協議会で選定する際に、一次選定結果は公表されるのか。
⇒ (学校統合推進課長) 一次選定の結果は全て公表する。

- 一次選定結果の公表に当たって、単なる数字表記の校名など、その他にも落選した校名を示してくれれば良く、選定基準の中に数字表記などと記載しておく必要はないのではないかと。教育委員会として、適当としなかったものを落とすとしても、落選した校名を確認できるのであれば、結果として通らなかったということが分かるだけである。選定基準として、色々記載する必要はなく、落選した校名を皆が確認できればそれで済む話である。それこそ教育委員会の裁量で行っていただければ良い。

(学校統合推進課長) 整理させていただくと、資料の一次選定の基準のうち、数字表記のもの、現在の校名が入っているもの、現在の校名を連想させるものは基準から外して、一番下に、「その他教育委員会が適切でないものと判断したもの」という趣旨の基準を新たに設けることでいかがか。協議会のご意見も反映させていただくが、一次選定は教育委員会で判断させていただく。

- 協議会委員は、一次選定を通過した校名しか確認できないということか。それとも、提出された全ての校名を確認できるのか。
⇒ (学校統合推進課長) 一次選定の結果として、提出された全ての校

名の公表を予定している。無効票のもの以外、公序良俗に反する様なもの以外は公表する予定である。

(会長) それでは、事務局から説明のあった修正を行うことで良いか。また、一次選定について教育委員会に一任するということが良いか。

(異議なし)

(会長) それでは、資料に記載の一次選定の基準について、必要な修正を行い、新校の校名の選定を行うこととする。

4 その他

【質疑・意見】

(会長) その他ということで、委員の方から何かあるか。

○ 昨年度の協議の中で今後の話として、組織としてまず協議会があり、今年度から開設準備委員会が設置され、その下にはそれぞれ検討組織が設置されるということで、今後の予定を確認したい。協議会が親組織となり、協議会と開設準備委員会は定期的に連携を取りながら進めていくということだが、具体的にどの様に進めていくのか。

⇒ (学校統合推進課長) 事務局の方で最後に説明させていただく予定としていたが、本年度の取組について説明させていただく。

(学校統合推進課長) 第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針(概要版)により説明する。

概要版の中ほどに、令和5年度以降の取組イメージを示している。協議会は今回が第8回目であり、7月の第9回目が最後の予定である。概要版の中ほどに、「校章・校旗、校歌」、「標準服・校則」、「通学負担緩和・安全対策」等のスケジュールを示している。これらは下部組織で検討を進めていくが、下部組織の親会として、開設準備委員会を教育委員会の方で6月に設置する。開設準備委員会は教育委員会の学校関係の部課長と、関係統合校の中学校の校長、そして対象通学区域の小学校の校長を構成員とする。下部組織は、「校章・校旗、校歌検討部会」、「標準服・校則検討部会」という形で設置することとし、その構成員については、現在、住区住民会議、PTAの方に、構成員の推薦依頼をさせていただいている。「校章・校旗、校歌」の検討においては、校名が決定しないと検討できないため、10月ぐらいから検討を開始する予定としている。その他の検討に当たっては、開設準備委員会設置後、できるものから順次、開催していく予定である。

協議会との関係だが、第9回協議会の終了以降は、連絡・報告会という形で開催させていただいた上で、時期は未定だが、一定程度、開

設準備委員会の検討組織で内容が固まったものを皆様に報告し、皆様からご意見をいただきながら、進めていく予定である。

(会長)

これについて、質問やご意見などあるか。

(質疑・意見なし)

5 閉会

第9回協議会は、校名候補の協議を議題とし、7月31日（月）午後7時から第八中学校体育館で開催することとした。

第9回協議会に向けては、7月13日（木）から7月20日（木）までの間に、協議会委員あて第1回目の投票を行うこととして、協力をお願いするとともに、第9回協議会では、第2回目の投票を行うこととした。

以 上

会 議 録

名 称	第9回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会
日 時	令和5年7月31日（月）午後7時から午後9時30分まで
会 場	第八中学校体育館
出席者	35名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	<p>1 開会</p> <p>(会長) 本日の議題は「校名の公募結果及び一次選定結果、生徒投票及び委員投票結果について」「校名候補の協議について」である。</p> <p>2 校名の公募結果及び一次選定結果, 生徒投票及び委員投票結果について (報告)</p> <p>【説明概要】 (学校統合推進課長)</p> <p>資料1により校名の公募結果及び一次選定結果を説明する。「1 公募結果」のとおり、応募総数としては516名の方から548件の応募があった。これまでの区の統合の取組に比べ保護者・地域の方からの応募が非常に多かった。応募された校名案の種類は256種類であり、別紙1に応募された校名案の全理由を記載している。</p> <p>「2 一次選定」のとおり、教育委員会において一次選定を行うに当たり、四角囲みの基準に該当するものは除外した。</p> <p>2票以上の応募があったもので除外したものは、「単純な数字表記のもの」が6件（十九（じゅうきゅう・じゅうく）、第十九、八十八、十八、八十一）、「特定の団体を示すもの」は該当が無かった。</p> <p>「応募件数が極めて少数なもの」については1件の応募のものとし、ただし「1件の応募であっても校名案の理由により、教育委員会が二次選定の対象とすることが適当であるもの」について該当が無かった。資料1の裏面に「教育委員会が二次選定の対象とすることが適当と判断した基準を記載しており、①～③の全てに該当するかどうかを確認した。</p> <p>その結果、別紙2記載の46の校名案を二次選定に進めることとした。</p> <p>資料2により生徒投票及び第1回委員投票結果を説明する。二次選定に進めた46の校名案について、本日の協議においての参考とするため、生徒投票及び委員投票を7月12日～20日まで行った。生徒投票については、学校の協力も得て全生徒の80%以上が投票してい</p>

る。

生徒投票・委員投票の投票結果は別紙1のとおりである。また、投票では投票理由の記載は任意としたが、別紙2に生徒投票の理由を、別紙3に委員投票の理由を記載している。

【質疑・意見】

(会長) それでは内容について、ご質問・ご意見があれば伺う。

- 本日の協議会の開催に当たり、どの様な情報発信をしているのか。
⇒ (学校統合推進課長) 7月1日号のめぐろ区報で周知しています。
また、前回の協議会において7月31日の開催を確認しています。
また、第8号の協議会日より情報発信するとともに、保護者連絡システムや町会・自治会回覧等でもお知らせしています。
- 公募で2票だった「波夜波夜」いう名前が、生徒を中心に票を伸ばしている。この名前がふさわしいか非常に判断が難しい。校名は慎重に検討する必要がある。駅名の公募で、投票で下から5番目に決まったことで世間から批判を浴びたという事実もある。生徒投票で票が伸びた理由をどう見ているか。
⇒ (学校統合推進課長) 校名の1回目の生徒投票では、学校で時間をとり投票していただきました。オンラインで投票していただいていますので、特定の学年で同じ時間に一齐に投票された状況です。そうした時間に、生徒の中で盛り上がって投票に繋がったのではないかと見えています。
- 二次選定の対象として、公募で2票だった「波夜波夜」が入っている理由と、公募で1票の校名であっても、両校の生徒・保護者・地域から、良いと思われる校名があると思うが、それらが相応しくないとした理由を説明していただきたい。一次選定において、1票の校名において、「校名案の理由により、教育委員会が二次選定の対象とすることが適当であるとしたもの」として除外しないという判断があっても良かったのではないかと。この一次選定結果で良かったのか、私は強い疑問を感じる。
⇒ (学校統合推進課長) 「波夜波夜」については、公募で2票となり、2票以上の校名は、基本的に、一次選定における評価はしていません。「特定の個人・団体・宗教を直接示すもの」に該当しないか、「応募理由に記載のないもの、意味が不明なもの」ではないか、といった除外基準がある中で、基準に当たらなかったことから、二次選定に進めたところですが、意味が不明ではないかという疑問があると思いますが、「波夜波夜」については、校名の名前と理由に全く関連性のないものが書かれているわけではありません。
また、応募件数が極めて少数なもののうち、二次選定の対象とすることが適当と判断した基準において、事務局で迷ったものは2件ありました。1件は先ほど申し上げたとおり、引き上げる予定としていま

したが、最終案の段階で複数票になったことにより、そのまま二次選定に進めました。もう1件は、とても事務局としては悩みましたが、漢字の趣旨などから、二次選定に引き上げをしなかった事例がありました。一次選定において、校名すべて、理由についてチェックさせていただきました。

公募で1件の校名は、基本的に、1人の方が選んだものであり、仮に引き上げた場合には、教育委員会として、なぜその特別な取り扱いをしたのかを説明できる校名案としなければならないということで、慎重に選定したところ、1票の校名案を引き上げるというものはありませんでした。

○ 校名は決まったら、新校が令和7年度に開校して、閉校するまで続くものである。こうした重要なものであり、私だけが疑問に感じているのであれば良いが、一次選定結果に疑義があるのであれば、やり直しても良いと思う。校名はもっと慎重に決めるべきだと思う。

○ 我々委員としても選べない状況だと思う。生徒の思いを汲んだら、「波夜波夜」にするしかない。異なる校名に決まった場合に、我々はどういう説明をしなければいけないのか。私は「波夜波夜」が良いとは全く思わない。投票方法に関しても、誰かオピニオンリーダーが「波夜波夜」に入れようとして、両校で30ずつというのは、色々とその選び方もフェアなのか、非常に疑問に思う。急ぐ必要はない。

⇒ (学校統合推進課長) 一次選定基準に関しましても、前回の協議会で協議させていただいた内容となっています。特定の候補の話がありました。他にも、もしかしたら2票以上でも、皆さんが、どの様にお考えになるか分からないですけど個別の案については、何かご意見、二次選定に上げるべきではないというご意見はあったと思います。教育委員会事務局において、一次選定を非常に厳格に行いました。委員の意見にあったような部分を感じたところは当然ございます。ただ、一次選定をこの協議会で諮らせていただいて、この一次選定で行うということを決めさせていただいて、その基準を厳格に守って、私どもは一次選定を行ったところです。

校名案の種類は合計で256件であり、そこから最終的には一つに選ばれるものとなります。協議会でご協議いただきまして、一次選定において、この極めて少数なものに関して、今回は1票といたしました。今回548件の応募をいただきましたが、例えば2,000件来た場合、1票のものを除外しても、二次選定では、30から50の校名案に収まらない。生徒投票・委員投票のやり易さから、100以上の校名案ともなれば、全部を見るのも大変ということで、30から50を想定した場合に、一定のものを一次選定で除外するものと判断いたしました。

○ 校名を今日決めないとどうなるか教えていただきたい。

⇒（学校統合推進課長）協議会は本日が最終の予定です。二次選定で本日予定しておりましたのは、こちらで協議していただき、5校名候補程度にさせていただき、8月8日の教育委員会で二次選定を行う予定です。その後のスケジュールとして、9月上旬には校名案を決定してまいりたい。その後、区議会定例会で、区立学校設置条例の改正を行いたいと考えています。校名が決定しないと、その次の校歌、そして校章と、そちらのステップに進められません。出来ましたら、本日、二次選定の協議を行いたいと考えています。

○ 校名を決めるに当たり、両地域の方においては、一定程度の教育委員会からの了解があったり、合意がとれる形、もしくは、自分たちが選んだという納得感がない中で校名が決まるということは、色々な禍根を残すことになるため、二次選定の協議を行うことは難しいと思う。

例えば、8月8日の教育委員会の中で、協議会でこういう意見が出たということで、差し戻しが可能かどうかは分からないが、その後、もう1回8月中に協議会を開いて、例えば臨時的な教育委員会を開いて議会に間に合わせるなど出来るのであれば、そうしたことを検討する余地があるのではないかと思う。

先ほどの説明でも、たくさんの提案がある中で選ぶのが難しいとか、大変だからという説明だった。協議会の委員が納得いただけるのであれば、選ぶ対象にするということも可能性としてあるのではないか。

ただ、決定事項は教育委員会が定めることであって、この協議会で決めるものではないため、そうした意見があったことを教育委員会に諮ることができないか提案させていただいた。

⇒（学校統合推進課長）一次選定結果については、教育委員会で7月に協議し決定しています。決定を受けて7月12日から7月20日まで生徒投票・委員投票を実施しています。その間、7月11日に区議会に一次選定結果の報告をしているところです。様々な手続きで一次選定と公募結果について、教育委員会で進めてきたところですので、ご意見を教育委員会自体に付すということは可能かも知れませんが、一次選定結果を覆すということは困難です。

○ 一次選定結果は教育委員会で通ったということだが、教育委員会の見識が問われることにならないか。

○ 委員の意見で、一次選定をやり直すということだが、どこからやり直すと言っているのか。応募された校名で1票の良い校名も入れて二次選定を行うということか、それとも、最初からやり直すのか。投票用紙の余白に、応募された校名で1票の良いと思った校名を書けば良いのではないか。その全部の中からやり直すと言っているのか。それとも、ここにもないもっと良い校名があると言っているのか。委員の気に入ったものが1票しかなかったから言っているのか。

○ 一次選定において、1票で落ちた校名の中でも良いものがあるのはなぜか。「波夜波夜」について、「その他、二次選定に進めることが適当でないと教育委員会が判断したもの」として、教育委員会事務局で除外すれば良かったのではないか。また、1票で落ちた校名の一つひとつに対して、二次選定に引き上げなかった理由を分かりやすく説明してもらいたい。

○ 私の想像だが、「波夜波夜」に生徒の投票が集まったのは、他の校名がやけに堅苦しい校名だから、中学生にとってみれば面白いじゃないんじゃないかという気がする。各学年が投票しているが、新校で卒業するのは1年生だけで、ほとんどは新校に通わない子どもである。もしかすると、生徒達は、校名案はどれも堅苦しくて嫌だと思っているかも知れない。

教育委員会が判断したものであるというこの括弧書きの部分は、前回の協議会で協議している内容であり、そこに関してはそれで良いと考えている。多数で異議なしと言っているはずである。やり方は任せているところで、今からやり直すということは、何をやり直すと言っているのか。一次選定は少なくとも教育委員会の責任でやっている。そこで決まっていたらそれに関して、一人だけの反対で全てをやり直す必要があるのか。一人かどうかわからないが、それが反対で最初からやり直すということは、ただ一次選定から私を入れてくださいと言っているようである。二次選定で協議会委員が投票するという事まで認めたものと私は理解している。ここでなぜそこに異議が出てくるのか。

せいぜいやるとしたら、投票用紙の最後に一つ枠が空いているので、そこに応募で1票だった校名の中から自分の気に入った校名を書いて投票すれば良いのではないか。そういう投票に変えて、それがいくつか出てきたらちょっとそこでどうしようというのは出てくるのかも知れないが、それだけの気がする。これで1票の全部を説明したところでそれで納得しなければ納得しないわけで、また個人で全然違ってくると思うので、単に時間が長くなるだけの話だとすれば、どうしてもこの中に一つだけ、気に入った1票の校名を出せるとしたら、それを投票用紙に書いてもらうことで良い。そうしないと、最初から全部崩れてくるのではないかという気がする。今までやってきたことが何だったのかとなってしまう。

(会長) 第8回までの協議の中で、本日は校名の候補を5校挙げるための協議であることを皆さんに報告をし、事前に幹事会を開催している。今、委員から投票用紙の最後に、一行追加して、応募で1票だった校名の中から自分の気に入った校名を書いてはどうかという提案があった。付け足してはどうかというのも、一次選定において、厳選に選ばれているため、これも皆さんにお諮りする必要がある。

(学校統合推進課長) 手続きを厳正に行っており、一次選定結果をこの46校というところで確定していますので、46校以外の校名が挙がったところでは無効票とさせていただきます。すべて一次選定は終了してございますので、それ以外の校名が記載された場合には、無効とする必要があると考えています。

○ 私は協議会と思ってなくて説明会だと思っている。だから別に決めたもの、決められたもの、説明されたものを、覆そうとかいう意思はない。ただ、疑問に思う人が少なからずいるということは、やっぱり説明が十分できてないのだと思う。だから、その一つひとつどうだったかとかそんな説明を別に求めないが、説明会としてやるんだったら、しっかりと説明して欲しい。このまま事は進んでいくと思うが、もう少し上手くやって欲しいと思う。

○ 「波夜波夜」という校名は、本当に何か考えられないような校名だが、77票集めた生徒から、例えば違う校名に決まった時に、生徒に対してどういう説明をするのか。投票を求められたから投票したのに、無視されたという感じの不满が出ないか心配である。私は疑問に感じている。

⇒ (学校統合推進課長) 生徒へのフィードバックは各校に、委員の投票、生徒の投票がこうだったと、そして、協議会の結果はこうになりましたという形のお知らせはさせていただきます。個別の校名案について説明を求められたら、協議会でどの様な意見が出て、こうなったと説明させていただきます。

○ 「波夜波夜」という名前を選んだ子ども達は、日常の中に何かトピックが欲しかったのかなと思う。楽しいと思うとか、そこに魅力を感じたという理由があると思う。私が思うのは、足切りのものを内容を問わず、票数が少ないから整理したと説明してしまうと、逆に票数が多い校名は、皆の気持ちを汲んだ、子どもたちの気持ちを汲んだ、楽しい名前の多い票の校名が良いのではないかとというロジックになってしまうことを心配している。

先の委員の意見に同感で、私は、やっぱり1票ずつを教育委員会の皆さんに委託したというか、委任して足切りしていただいたと思っている。これまでも、そうした気持ちで参加している。この協議会で意見を言わせていただくと、やっぱり1票って、一人ひとりの、自分で考えた校名を託した方もいると思う。そうすると、やっぱりそんなに同じような言葉は出てこない。その理由はやはり私も読ませていただいて、そういう風に捉えているのだなあと思うものも出てくる。先の委員がおっしゃっていたように、今日の会議に参加なさった方々で、光るもの、これはもう1回再考した方が良いんじゃないかという風に思うものがあるようだったら、それを含めての5候補としては投票してはどうか。皆さんの話をいただいて、またその中学生の思いを考えました。

⇒（学校統合推進課長）本日の協議会において、別の候補を書くというのは、一次選定の手続きで決定していることを踏まえて、二次選定の5票とは別に書くことはできます。二次選定の5票を書きながら、別にご意向として、この様に感じたということで、5票は有効票として取り扱って行うことはできます。

個人的に私はこの1票の校名案でもこれが良かったという意見を提示して、進められるかと思えます。

（幹事長）この協議会は決定機関ではないので、教育委員会が決めたことというのは決定したものと認識している。今は皆さんの意見の中で、やはりこの1票のものが切られてしまっているということに対して、その想いを汲んでもらえてないというところが一番引っかかっているのではないかと思う。そういう意味では、やはり決定を覆すというのはこの協議会の役割ではないので、付帯意見として、この意見の中でそういう意味では、適正に、教育委員会に感知されていなかったのではないか。あと5票を入れた上で、自分が思う応募で1票だった校名を意見とすることも案としてあるのではないかと感じた。

決定を覆すという趣旨ではないが、意見としてしっかりと受けとめてもらうということも一つの案ではないかなと思う。

（学校統合推進課長）委員がおっしゃったとおり、協議会の付帯意見として、1票の校名案の意見に関する協議会での意見というものを、今回の協議で付けていただくということは可能です。

○ 一次選定ができないので、その様にさせていただくと良いと思う。そもそも「波夜波夜」のところなんですけど、私は意味不明なものという夜が強い、波が強い、そこのところの教育委員会はそれで納得したのかなと思う。私は意味不明と感じる。

⇒（学校統合推進課長）「意味が不明なもの」については、この基準を教育委員会で作った時に、意味が不明というのは、校名の名前と全く関係性のない理由が書かれた時、と整理しました。それが、先ほど申し上げました、波とか夜というところが、校名案で理由になるという言葉が書かれていて、例えば波とか夜とか書いているのに、「森が綺麗だ」とか、全く別のことだけを書いた時に意味が不明と取り扱うと判断しています。

○ 今日二次選定ということですよ。資料1の選定基準に該当すると考えると、3番目の、「両方の地域に一定の理解を得られるものか」とある。校名候補は多いものの、この中から、5個は選べないのではないかと。「自由が丘・自由ヶ丘」とか偏った校名はまずいのではないかと。

⇒（学校統合推進課長）校名案で本日の協議を予定しておりましたのは、皆様のご意見、残された46の校名についてお話しください。

て、様々なご意見を踏まえた上で、もともと委員投票で3票としていたものを、プラス2候補選ぶということを幹事会で諮りまして、5票という形で選んでいただければと考えました。

- 応募で1票だった校名は200候補くらいある。応募件数は極めて少数なものという取り扱いだが、「ただし、校名案の理由により、教育委員会が二次選定の対象とすることが適当であるとしたものは除外しない」と言いながら、応募で1票だった校名は全然ここに挙がってきていない。この資料を読みながら思ったことは、選定理由を皆さん読んでいないのかと思った。

一つは、教育委員会の方たちが、取捨選択という風に思ったのは、「波夜波夜」というのは、よくこういうものを選定したなという内容になっている。それは個人の感覚で選ばれたとか、或いは、合意でされたのか分かりませんが、その辺りは私たちも全く分からないので、もう一つは、先ほどのお話では、もう投票用紙がありますけど、行政としてはこれ以上の校名を挙げることは不可能だとおっしゃっている。拙速だという感じを私は抱いているので、これを意見として申し上げるんですが、皆さんも意見を言っていただけたらありがたいなと思う。

- 選ぶ基準が二次選定基準で、両方の地域に一定の理解を得られるものか、それから、またはその児童・生徒・保護者及び地域、児童だけじゃない。地域とか保護者も全部入っている。それで見て、この中で、それに触れるものはいくらでもある。例えば、「南」、「緑が丘・緑ヶ丘」、「碑文谷」、「中根」、「自由が丘」など。こういう地名がここに入っていること自体が論外である。だから、この中から、5個選ぶということは、もう現在の地名では有り得ないんですね。現在の地名でない別のものという、数も減ってしまうと思う。選定基準に入っていないものがいっぱい入っている。

それから、「波夜波夜」について、今話題の話になっている。もうこれ、子供たちは喜んでいられるかも知れないけど、地域の間とか保護者のこれ、良いなんて思うわけじゃないかっていうのは率直な感覚である。

- ⇒ (学校統合推進課長) 一次選定の基準に関する四角囲み、二次選定のものについては、皆さまがどの様にそれを考え方の一定の理解が得られるということが、個人によって判断は変わってくると思います。皆さんでそれを本日、本来ご協議いただいて、お話しいただいた上で、最終的に投票していただくということを考えたところです。

- 問題はこの先本当に良い校名をいかにして選んでいくかっていうところが大切になる。皆さんが言っていることもよく分かるし、これまでの経過についても説明があったが、この先、第八中学校の関係の皆さん、第十一中学校の関係の皆さん、が本当に一緒になって、一つの学校になるわけですから、お互いに寄り添いながら、意見を

まとめていければなという風に考えている。

- 第七中学校・第九中学校の統合では、応募で1票だった校名を拾い上げたというものがあつたと聞いている。

やはり地域の皆さんの想いというものが非常にあると思っている。

「波夜波夜」に関しては幹事会でも議論になると思っていた。応募で1票だった校名の中に挙げるべきものがあるのではないか。

ただ、やはりそれが、今回、第八中学校、第十一中学校の中では、1票だから切られたんじゃないかなっていうところは、意見があるなと思っている。それに関しては、なぜ第七中学校・第九中学校の方では挙がって第八中学校・第十一中学校では挙がらないのか、やはりその辺りがないと委員の人たちに説明する必要があると思います。

- ⇒ (学校統合推進課長) 第七中学校・第九中学校の方で引き上げたものは、「南陽(なんよう)」中学校でございます。公募の理由から、理由に説得力があり、目指す学校像を踏まえて、漢字の意味も明るく、未来に向けたような言葉であり、昨年度の協議においても、様々協議された目指す学校像の中の意見を踏まえたところで、これは素晴らしい説得力ある案だと思い、先ほどの資料1の裏面のものに対応すると判断いたしまして、引き上げをしました。

(会長) 応募で1票だった校名について、200件以上あることに関して、皆さん1票の説明でもあり、読んでいただければ、分かると思う。それについてはいかがか。

1票の校名を初めからやり直すのかどうかも含めてご意見をいただきたい。既に8時10分を過ぎており、皆さんには少し時間をいただきたいが、何かご意見、こういう案が良いと言うことはあるか。

(幹事長) 一次選定に疑義があることは、複数の委員から意見が出ているので疑いようがないと思う。疑義について、そして投票とは別に、この1票の中でこの意見がすごく良いというものを、私達の協議会の意見として付帯意見として付すことが、今できる最善の策ではないかと思う。

差し戻しをして1票のものを二次選定に進む案を作ることも方法としてないわけではないと思うが、そこまでやると全部やり直すのか、どれを選択するのかというところに戻ってしまうので、皆さんの意見を伺った中で私の意見としては、付帯意見を付すということの方が現時点において妥当ではないかと思う。

(学校統合推進課長) 投票の時に、1票の校名の中で委員の方が、これぞというものをお選びいただいて、それを協議会として、校名の協議として付けていただいて進めていきたいと考えています。

事務局としては今から、二次選定の46校の協議をしていただいた上で、校名候補を5票投票していただくとともに、ご自身、1票の良いというものをお選びいただいて、余白等を書いていただいて、そう

いう形で二次選定を進めさせていただきたいと考えています。

- 説明のあった進め方で納得できるが、付帯意見として付けた、もう一つプラスしたものが、例えば、10人が同じこの1票の中から選んだとしたらば、それは何かその次の段階で考えられるのか。それとも、ただこういう意見があったとして、スルーされてしまうのか。ここのところが判然としない。

⇒（学校統合推進課長）手続き上は二次選定に進んでいるわけですので、そのご意見をいただいたということで、教育委員会で丁寧に説明させていただきま。手続き上は最低でも46候補の中から選定していくという風に考えています。

- 資料1の一次選定の四角囲みって、NGなものを除外する理由であり、基本的には相応しくない。でも先ほどの理由ってそれじゃない。その公募のその理由がすごく良いからとかと言って、だからそこもやっぱり1票のやつで拾う理由とかが何か明示されていないと、皆さんの疑問はずっと残る気がする。

- 今日の会議というのは教育委員会の審議というわけではない。最終的には教育委員会の方で決定することもあり、今回ある方法で、最終的に一次選定をやって、教育委員会に託すと。それに対して、我々は二次選定を行うこととしている。

委員の話を聞いていると、これまた遡って、前からということになってしまう。だから、逆に教育委員会が46候補を選んだ訳であって、もう信じるしかないと思う。それを基にして進めていかないと、毎回こういう具合にしていたら本当に話が終わらない。私は、教育委員会の考えどおりにして行うことが良いと思う。

委員の皆さんに意見を出してもらって、その次のステップに進んでいかないと、教育委員会のやり方についての審議をやっているような気がしてならない。

（会長）資料のとおり投票を行ってはどうか、というご意見である。先ほど事務局の方からも、本日でできればこの投票までを実施していただきたいという説明があった。投票を行うことに関しては、皆さんご賛同いただけるかどうか、ちょっとお尋ねしてみたいと思う。いかがか。

- 一次選定をもう1回やり直すとか、付帯意見として付けるとか、そのこのところで、そんな必要ないとか、今まで色々な意見が出ているがそこをうまくどうするのかと。挙手してもらおうとか、まずそこを、皆さんどのくらいどの意見を賛成するのかっていうところをまず諮った方が良い。その上で、次のステップの二次の投票っていうのがあると思う。そこが何かこう行ったり来たりしていて、全然まとまってないので、そうするとこれ永遠に続いてしまう。

先ほどから出ている一次選定のところを、もう一回やり直した方が良いのかという意見があり、教育委員会で決めたことだから、そのまま二次選定に進むべきだという意見もある。個人的には、一次選定をやり直した方が良いと思っている。1票を考えて投票してくれた人たちの意見を、票が少ないということで切ってしまうている。内容的には1票の校名の中にも良い校名があると思う。一次選定の、もう1回1票の校名を入れた全部でやった方がフェアだと思っている。個人的な意見はそうだが、色々な組織のことだとか教育委員会の決めたこと、あと、私たちが、その前段階で、一次の選定理由として、票が少ないものは切るということを受け入れたこともあるため、教育委員会事務局の方々の意見に従うという気持ちもある。

(会長) 一次選定の件だが、1票を含めて選び直すのはどうかというご意見だった。前回の協議会で一次選定についての、除外する基準などは皆さんで、一度協議をしていただいて決定事項として今回挙げられている。それに沿って教育委員会が、1票の校名を含めて選んだということであり、これらを全部覆すということは非常に難しい。

○ 投票は今日した方が良いと思うが、今回、応募で1票だった校名が、一つも二次選定に引き上げられていなかった。

票数が足切りとして判断されたとすると、やっぱり「波夜波夜」の様に票が集まったものが、なぜ選ばれないかっていうロジックに辿りつかないか心配している。これだけの大人が集まって話し合いをしているのに、簡単な数値的なロジックで話が進んでしまうのであれば、そもそも投票で良かったのではないかというご意見が出る可能性もある。

今日は投票をして、5候補を選ぶ以外に、1票のもので良いと思ったものは書く。そのことで、皆で協議した結果、1票の校名で票数は少なかったけれどこういう意見がありましたってことで、皆で熟考したという証になると思う。恐らく、1票だった校名が拾い上げられることはないと思うが、こういう風に皆で見た結果、こういう意見がありましたということを示すことが大事だと思う。ゼロでなくて1人の意見でもあるというのは、やっぱりそれだけ人数が集まって考えていることだということで、残すべきではないかと思う。

○ 教育委員会はどの校名にしたいのか。多分答えられないと思う。

なぜ5票を1人ずつ入れる形で記名投票をするのか。私の勝手な想像だが、例えば、「緑が丘・緑ヶ丘」という校名のところに五つ付けるとなると、色々やった中で、例えば、その辺の人たち、「大岡山」とか、「碑文谷」とか、むしろ「緑が丘・緑ヶ丘」というところに丸を付けます。他にも自分の近くも丸付けるかも知れない。そうすると、両方の地域の一定の賛成を得たということになる。だから、それで、そういうことで5票入れるとしているんだと私は思う。だから、もう

ほとんど、教育委員会で決めていると私は勝手に思っている。地域の意見を聞きました、それが町会の方々の皆さんのせいになる訳ですね。

例えば、今中学生が「波夜波夜」を選んだけども、それが選ばれなかった。大人の世界ってそんなもんだとなる。委員から小さい声で校名を言ったって上の者が「こうだ」と決めたらそうになってしまうのが社会であるという最初の教育になるのだと思う。もう少し上手くやってみて欲しい。やる時には、大体やり方が少しひど過ぎる。雑過ぎる。意見を聞きましたということだけにしたいんだろうけれども、そうするには少しうるさい人間が集まっていた。

⇒（会長）事務局が皆さんの意見を、一人でも多くの方のご意見を伺い、教育委員会にこの二次の選考をお知らせするに当たっても、1人ひとり、とにかく全員に意見を聞きたいと言っている。そのため、この長時間本来、本日も時間的に皆さんからいただくご意見の時間を大分取らせていただいた。ただ、少し長くはなってしまったが、それによって皆さんが投票することに関しても、皆さんの意見が反映できるように、5票ということも考えて、幹事会の方で決めさせていただいている。教育委員会が私どもの方に示唆したわけではなく、幹事会として決めさせていただいている。

皆さんの投票も一つのご意見であるため、本日投票をできるかどうかについてご意見をいただきたい。

○ 投票をやるのは良いが、少し懸念事項がある。5候補を選ぶことになるが、そうすると、多分1回目の投票の結果の時もそうだが、大体、「緑が丘・緑ヶ丘」とか「白鷺・しらさぎ」など、そうしたところが挙がってくると思うが、「緑が丘・緑ヶ丘」というとやっぱり第十一中学校側の校名であって、「白鷺・しらさぎ」というのは第八中学校の校歌とか、校章にもなっており、第八中学校側の校名となっている。

二次選定で両地域が納得するような名前を付けることになると、投票で上位となった5校名が選ばれると思うが、多分2～3個の校名がどちらか寄りの校名になることが懸念される。両地域に理解が得られるとなると、「碑衾・ひぶすま」とか「目黒西」とかの校名になってくる。

小学校名は地域の名前になっていて結構みんな愛着を持っていると思う。色々な意見はあると思うが、私は「目黒西」のような校名には愛着を持ってないかなという風に思う。校名で具体的に言って申し訳ないが、両方の地域名が入っているところが良いのかなというのが、投票に当たっての私の意見である。

○ 中学生が「波夜波夜」に今、77票の投票をしている。委員で「波夜波夜」に投票する人は誰もいないと思う。大人の考えで決まるという話になってしまうと思うが、今、この投票結果として77票の「波夜波夜」は残すべきなんじゃないかと私は思う。残した上で、

それ以外を決めて、あとは教育委員会の方々に、しっかりとその理由を含めて決めていただくべきなのではないかと思うが、いかがか。

「波夜波夜」は、この場では絶対に選ばれない。ただ、中学生たちが選んだのは「波夜波夜」である。教育委員会も一次選定で「波夜波夜」を残している。その方が皆さんが納得できるのではないか。

○ 確認だが、この応募数67から始まるこの2票とか1票とか言っているこの票の重さだが、これ資料1にある、応募者数が児童・生徒が288人、区民172人とあるが、こういう一人ひとりが挙げたアイデアが1票ということか。先ほどちょっと私の聞き間違いかも知れないけれど、この1票と書いてある票が、200人ぐらいの投票を集めているっていう意味なのか。何を言っているかと思われているかも知れませんが、1票で2票は残すとか、1票を引き上げましたとか、1票と2票でそんなにすごい差だろうかっていうのも、ちょっとよく分からなくなって、そこは最初からルールで決めてそうしましたというのは、それはそれで随分と雑な話だなと共感しているところですけども、最初に出しましたというのはそれでやり方だと思うんで、私としては別に批判するつもりも非難するつもりも無いが、票の一つの重さを知りたいです。

⇒（学校統合推進課長）53番以下については応募が一件だったもの。それ以前の、例えば50、51、52とかは応募が二件だったというものです。

今回256種類の応募をいただいています。

256から一気にその一件一件、例えば、絞り込むのは困難であるため、やり方として、1票と2票の違いというのは、2票というのは、自分以外の誰かが思いついたという票になります。

最終的に、この目黒の中学校だなというのが分かるというのが2票以上であろうと。

1票は、確かにおっしゃるとおりオリジナリティ、すごく高いものにも含めてなっていますので、その中で、教育委員会が基準、資料1の裏面に記載の基準に該当するものであるかどうかというものを設定させていただき、判断させていただいて、二次選定に引き上げるべきものかどうかというのを判断させていただいたという風になっています。

○1人だとオリジナリティ、少なくとも2人以上がすごい大きな差があると理解しました。それ自体は別に良いが、二つお話ししたい。

一つは、これ選ぶ時に皆さんも感じられたかも知れないんですが、地域性の強い校名が多い。だから、第十一中学校にゆくゆくは移転するんだけど、最初は第八中学校に一時的に行くということを考えると、この地名はちょっと選べないかなとか、最初は良いけど、後々困っちゃうなとか。いろんな思いを持った方が多いんじゃないかなと思う。ふと思ったのが、これ、どうやって選ぶかと。例えば、未来を託す子どもたちがかなりすごい、何か考えた校名を付けることが良いのか。それとも、目黒区の公立ということで、西ないし南に位置するから、

そういう風にして付ければ良いとか、私はいただいた資料を見て、どれか投票しなさいというと、ものすごく悩みました。皆さんの中でもそういう風に思っておられる方もいらっしゃるんじゃないかなと思う。ここから先は価値観だと思う。何かこう、大空に舞うイメージの名前が良いという人もいれば、単純にこの位置にあるからということで選ぶのが良いという人もいれば、その色々な価値観の中で投票して選ぶという場なのかなと理解したんですけども、それで理解が正しいか。それとも、選ぶ際に何かガイドラインをお出しいただくことがあるのかどうか。何か期待することがあれば教えていただけると。

⇒（学校統合推進課長）資料3の説明になってしまいますが、二次選定の選定基準というのは、項番の2の3点です。

「目黒区立中学校として、また新校としてふさわしいものか」、「校区の児童、生徒、保護者及び地域が、将来にわたって親しみや愛着を持てるものか」、「第八中学校と第十一中学校の両方の地域に一定の理解を得られるものか」、この3点の基準を定めてございます。

こちらについても本日も協議いただいて、それぞれ皆さんで、この3点の基準について考え方等あるかと思しますので、そこをご議論いただいた上で投票を予定しています。

○ 先ほど決をとるような感じだったが、これだけで、最初の提案とおりに投票をするのか。先ほどからおっしゃっているように、もう一つ、1票の校名の中から選んで書いて、参考意見として提出することにするのか、もう今日はやめるのか、この3点で決を取っていただけないか。

（会長）今ご提案のあったように、本日、投票だけを行う方が良いと思われる方、皆さんのご意見ということで、挙手をしていただいでよろしいでしょうか。

投票するのか、或いは、他の日に設定するのか、或いはその投票した時に、ご自分が1票の校名の中で、これぞと思うものを、先ほどの投票用紙の上の方にでも、書いていただいて、良い意見があったということを教育委員会の方に提案をしていくのか、どちらかといえば投票するかしないか。

○ 説明がしっかりできていれば、今日皆さんから思っていた疑問が出てこなかったと思っている。そういう意味で私も挙手する前に伺いたいが、事務局は今日の説明で皆さんが腑に落ちる、腹落ちする説明ができたと自信を持って言えるか。

⇒（学校統合推進課長）幹事会でご意見いただき、幹事会でご説明が足りないということでしたので、私の方でしっかり考えて、本日も説明させていただきます。

○ 5票を投票しなければいけないのか。私は5票に投票したくない。もし、5票投票するのであれば、例えばある校名に5個丸を付けた場

合に、5票として扱われるのか。5票というのは非常に卑怯なやり方だと思う。4票以下の場合に無効というのは、これは何か先ほど委員がおっしゃったように、責任をなすり付けるようなものだと思うので、撤回すべきだと私は思う。

先ほど皆さんの意見出ていますけども、本当やり方が下手ですよ。何で第七中学校・第九中学校の方では、1票の候補名を引き上げておいて、第八中学校・第十一中学校の方は、同様に1票の候補名を吸い上げなかったのか、何かもうそしたら第七中学校・第九中学校の方の1票の候補名を上げなければ良いのに、もう少し上手くやって欲しい。また、投票に関しては、4票以下を無効とすることは私たち委員に対して、非常に失礼な態度だと思う。

⇒（学校統合推進課長）委員には、3票を1回目の投票で入れていただいています。

協議会で意見交換をしていただいた上で、他の人の意見を聞いて、こういう校名も良いという意見があった場合に、投票を追加できるように、幹事会で確認して5票とさせていただきます。

○ 3票が良いのではないかと。5票は、非常に失礼だと思うが、そこは撤回していただけないか。私はその3票の場合に2票以下のものは無効ということは分かるが、4票以下、5票というのは失礼だと思うし、やるべきでないと思います。

⇒（幹事長）幹事会として、3票で意見交換をして、他に良い意見があった時に投票できる選択肢を増やすという意味で5票にしたところであり、委員おっしゃるように、無効とすることは確かに幹事会では意見はなかった。事務局としてそれが認められれば、今4票以下を無効としないということ、5票以内とすることに近いと思う。もしくは3票以下を無効にするとかそういうことがあると思うが、4票以下を無効にするという要件を取り除いても良いのではないかと。

⇒（学校統合推進課長）事務局も要件は変えていただいて、皆さんのご意向でと思っています。3票でも良いと考えています

（会長）それでは3票が良いか、5票が良いか、4票以下でも、無効にはならない。この点を皆さんにお諮りする前にご意見はいただいて、この投票について、幹事会では5票と決めたいけれども、3票という方がいらっしまった。

（学校統合推進課長）1票の格差が出てくるので、その点を考えたのですが、皆さんから3票から5票で良いということであれば、3票から5票という形にしたいと思います。

（幹事長）幹事会では、選択肢を意見を聞いて増やしたいというところのため、何票以下は無効ということは、特に決めてない。そういう意味では、無効という条件を取れば良いだけの話であるため、1

票の格差はあるが、例えば、3から5という校名候補を選ぶために3票入れたわけであり、そういう意味で3から5の投票を行うことで、幹事会としては良いのではないかなと思う。それは決めのため、その前に、投票するかしないかを決めた方が良い。そのうちの何票じゃなくて投票するかどうか。

(会長) 本日の予定としては皆さんに事前に資料を送付しており、前回の協議会ではこの選定方法について、何回か練り直した。今日参加の皆さんは、資料を事前にお読みいただいていると思っており、投票の票数についても3から5でも、そちらには皆さんの意見を聞いて共有して決定していくこととしている。

本日は投票していただくということを第一前提として、皆さんのご意見を示して全員の方に聞いてから、投票したいという風に思っていたため、その辺はご理解いただき、投票をした方がよろしいでしょうか。

もし、一次選定をやり直しと言った場合には、その前に事務局が、教育委員会やいろんな日程調整があるため、それがいつ頃できるのかという問題も含めて、ちょっと今日検討していかなければいけません。そういうことを考えると、皆さん、確かに100年に1度ぐらいの校名になるが、その辺も踏まえて、本日投票した方が良いのか、それともあくまでも、もう1回やり直した方が良いのか、検討していきたいと思う。

事務局としては、これまで、ここの部分に関しまして皆さんで動いていただいて、今日皆さんもいただいて検討した上で決定したことでありますので、できれば本日、投票だけお願いをしたいと、1票を大事にするという意味で、皆さんがぜひ、その中で、1票の校名の中から選びたい校名があれば、この票数をとということがありましたら、投票用紙のその中に番号を入れていただくということでいかがか。今日、投票を行うことで良いか。

(異議なし)

2 校名候補の協議について

【説明概要】

前の議題（2校名の公募結果及び一次選定結果、生徒投票及び委員投票結果について（報告））の中で、一次選定をやり直すのか、委員投票（第2回）を行うのかということへの疑義があったが、前の議題の中で委員投票（第2回）を行うことを確認した。前の議題の質疑の中で、資料3をベースに、委員投票（第2回）のルールを協議の上で新たに設定し、設定したルールに基づき委員投票（第2回）を行った。

<委員投票（第2回）のルール>

- ・投票用紙には、投票者の名前を記入する。
- ・投票用紙記載の校名案から新校にふさわしい校名案を3～5候補選び○印をつける。
- ・3に満たない回答を無効としない。
- ・応募で1票だった校名の中から良いと思う校名を、投票用紙の余白部分に番号を記入する。

(会長) 大変お時間をいただいております、その上で決定した方が良いでしょうということである。それでは、これより、二回目の投票を行う。

【投票の実施・集計】

事務局から以下の集計結果を報告した。

1位	碑衾・ひぶすま	13票
2位	緑が丘・緑ヶ丘	10票
3位	白鷺・しらさぎ	9票
3位	目黒西	9票
5位	目黒南・目黒みなみ	7票
6位	自由が丘・自由ヶ丘	5票
7位	桜／白鷺緑／西南／西 碑衾西・ひぶすま西 目黒緑が丘・目黒緑ヶ丘	4票
13位	新緑／南西／未来・みらい／若葉	3票
17位	呑川／南・みなみ／南目黒／令和	2票
21位	大岡山／中根／南光／波夜波夜 碑文谷・ひもんや／緑・みどり みどりの丘・緑の丘／目黒	1票
29位	一心／鶯坂／大空／才幹／桜ヶ丘 聡明／大緑／鉄飛／中が山／萩・ハギ 八幡／緑坂／緑根／みどりの杜・緑の杜 緑山／目黒ヶ丘・目黒が丘 目黒の森／緑文	0票

(学校統合推進課長)

幹事会で確認し、上位5校というお話になっており、ちょうど5位と6位に差がありますので、上位投票数の5位までを二次選定に当たっての協議会としての望ましい校名候補として報告することにしたので、上位5候補である「碑衾・ひぶすま」「緑が丘・緑ヶ丘」「白鷺・しらさぎ」「目黒西」「目黒南・目黒みなみ」を協議会として望ましい校名候補、三次選定に進めるべきとすることによろしいでしょうか。

(異議なし)

(学校統合推進課長)

では、この5候補を望ましい校名候補として報告し、教育委員会で二次選定、三次選定と進めさせていただきます。

次に、1票の校名案への投票結果を発表させていただきます。

227番、「目黒朝日」が4票。

162番、「白陽」が2票。

128番、「清軟」が1票。

129番、「西灘」が1票。

201番、「緑桜」が1票。

250番、「緑志」が1票、でございます。

1票のものに関しましても、かなりの票数が入っておりますので、事務局の方から教育委員会に提出していただく折に、注釈を付けまして、しっかりとこの1票の大事さというものを理解していただくように、よろしくお願いしたいと思っております。

(会長) 集計結果を受けて、協議会で、三次選定に進めるべきと考える校名案の数について、投票の上位5候補とする。

4 その他

統合新校開設準備委員会及びその下部組織である検討部会の開催状況について事務局から説明を行い、今後の検討状況や取組については、統合新校推進協議会連絡・報告会において随時情報提供・意見聴取することを伝えた。

5 閉会

最後の協議会の閉会に当たって、事務局及び会長から挨拶があった。

以 上

第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」(令和3年12月21日付け目黒区教育委員会決定)に基づき、目黒区立第八中学校及び第十一中学校(以下「該当校」という。)の統合を進めるに当たり、新設する区立中学校(以下「統合新校」という。)に関する事項について協議するため、第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 統合新校の位置
- (2) 統合新校の通学区域
- (3) 統合新校の目指す学校像
- (4) 移行期間中の該当校に関する基本的対応策
- (5) 統合新校の校名の選定に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、統合に関して協議が必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、目黒区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 該当校の通学区域内の住区住民会議の会長又は当該会長が推薦する者(当該会長の所属する住区住民会議の構成員に限る。) 4人以内
- (2) 該当校の通学区域内の町会・自治会の会長又は当該会長が推薦する者(当該会長の所属する町会・自治会の構成員に限る。) 12人以内
- (3) 該当校のPTAの会員 4人以内
- (4) 大岡山小学校、緑ヶ丘小学校及び中根小学校のPTAの会員 6人以内
- (5) 該当校の学校長 2人以内
- (6) 大岡山小学校、緑ヶ丘小学校及び中根小学校の学校長 3人以内
- (7) 教育委員会事務局職員 9人以内
- (8) 前各号に掲げる者のほか協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育長が委嘱をした日から統合新校を設置する日までの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長3人以内を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、協議会を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 協議会は、協議の効率的な運営を図るため、幹事を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、学校統合推進課が担当する。

(報告)

第9条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について協議した結果を教育長に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の意見を聴いて定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会委員名簿

(敬称略)

区 分	委 員	役員	
住区住民会議 (4人)	大岡山東住区住民会議	鈴木 清崇	副会長
	大岡山西住区住民会議	小用 清美	
	中根住区住民会議	小林 節子	
	自由が丘住区住民会議	木村 常在	幹事
町会・自治会 (12人)	碑文谷町会	門司 隆明	
	南二丁目町会	今村 健司	
	南三丁目町会	前中 洋一	幹事
	南三丁目東町会	國分 敏夫	
	自由が丘町会	館山 慶太	
	自由が丘商店街自治会	比護 孝	
	緑が丘自治会	辰巳 ヒロミ	会長
	緑が丘西地区自治会	桂 富実	
	中根東町会	唐牛 順一郎	
	平町会	荒木 哲	
	大岡山町会	井手 俊文	
	大岡山西町会	池上 能弘	
	中学校PTA (4人)	第八中学校PTA	飯田 学
第八中学校PTA		工藤 香織	
第十一中学校PTA		矢口 捺視	幹事
第十一中学校PTA		北本 美菜	
小学校PTA (6人)	大岡山小学校PTA	村田 一久	副会長
	大岡山小学校PTA	道端 美輪	
	緑ヶ丘小学校PTA	原田 恒	幹事
	緑ヶ丘小学校PTA	高場 さおり	
	中根小学校PTA	合田 元	
	中根小学校PTA	鈴木 啓充	
中学校校長 (2人)	第八中学校長	中川 博英	幹事
	第十一中学校長	田井 俊行	副会長
小学校校長 (3人)	大岡山小学校長	中山 晴義	幹事
	緑ヶ丘小学校長	龍花 千鶴	
	中根小学校長	日下 勝豊	幹事
教育委員会事務局 (9人)	教育次長	樫本 達司	
	教育政策課長	濱下 正樹	
	学校統合推進課長	西原 昌典	
	学校運営課長	関 真徳	
	学校ICT課長	藤原 康宏	
	学校施設計画課長	岡 英雄	
	教育指導課長	寺尾 千英	
	教育支援課長	山内 孝	
	統括指導主事	鈴木 将大	

(このページは空白です)

第八中学校・第十一中学校の統合新校推進協議会
協議経緯(令和 5 年度)

	日程	内容
第 8 回	令和 5 年 5 月 11 日(木)	・ 新校の校名選定について
第 9 回	令和 5 年 7 月 31 日(月)	・ 校名候補の協議について